

工事監理業務委託契約書

1 委託業務名	
2 委託業務場所	箕面市 地内
3 履行期間	着手 平成 24 年 月 日 から 完了 平成 25 年 月 日 まで
4	業務委託料
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額
5 契約保証金	免除 契約規則第 26 条第 号
6 適用除外条項	第 13 条

上記の工事監理業務委託について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託業務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 月 日

発注者

大阪府箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

箕面市長 **倉田哲郎**

受注者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

(総 則)

第 1 条 発注者及び受注者は、頭書の工事監理業務の遂行及びその委託に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の設計図書、監理図書（現場説明要項及び現場説明に対する質問回答書を含む。）及び建築工事監督業務要領に従いこれを履行するものとする。

2 受注者は、設計図書、監理図書及び建築工事監督業務要領に明記されていない事項があるときは、発注者と協議して定めるものとする。ただし、軽微な事項については、発注者の指示に従うものとする。

(契約の保証)

第 2 条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、業務委託料の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 3 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委任等の禁止)

第 4 条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任することはできない。

(委託業務の報告等)

第 5 条 発注者は、必要と認めるときはいつでも、受注者の監理業務の処理状況につき報告を求め又は調査することができる。

(受託者の監督員)

第 6 条 受注者は、受託業務の履行にあたり、工事監督員を現場に常駐又は派遣させるものとし、うち 1 名を主任監督員（現場代理人）と定め、書面をもって発注者にその氏名等発注者の指示する事項を届出るものとする。

2 受注者は、監督員を変更した場合、その他前項の届出事項に変更を生じた場合は、遅滞なく書面をもって発注者に変更を届出るものとする。

(監督員に対する異議)

第 7 条 発注者は、受注者の監督員につき工事の監督又は指導について著しく不相当と認めら

れる事由があるときは、受注者に対して必要な措置を求めることができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があった場合は、遅滞なく当該請求にかかる事項について必要な措置を講じるとともに、発注者に対し書面により報告するものとする。

(委託業務内容の変更)

- 第 8 条 発注者は、必要がある場合には、委託内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合、発注者はその内容を受注者に通知するものとする。

(委託金額の変更)

- 第 9 条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者又は受注者は、委託金額の変更を求めることができる。この場合の委託金額は、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

- (1) 前条の規定により委託内容を変更し、又は一時中止があったとき。
- (2) 工事期間変更により履行期間を延長又は短縮した場合。
- (3) やむを得ない理由により発注者において特に委託金額を変更する必要があるとき。

(損害の負担)

- 第 10 条 委託業務の履行にあたり、発注者及び受注者に生じた損害並びに第三者に及ぼした損害は、すべて受注者が負担する。ただし、受注者の責めに帰することができない特別の理由がある場合は、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

- 2 委託業務の履行後といえども工事のかしによる損害及び第三者に及ぼした損害は、すべて受注者の負担とする。

(検査等)

- 第 11 条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なくその旨を書面により発注者に通知し、検査を受けるものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に受注者立会いのうえ、委託業務完了の検査をするものとする。

(委託料の支払)

- 第 12 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して所定の手続きにより委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の支払い請求があったときは、その日から起算して30日以内に、発注者所定の方法で委託料を支払うものとする。ただし、箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第10条の規定に基づき、発注者が請負代金の支払いの期間を延長するよう受注者に求めたときは、受注者は、当該請求に応じるよう努めるものとする。

(部分払)

- 第 13 条 受注者は、受託業務遂行期間中業務履行日数に応じ 1回の部分払を請求することができる。この場合、発注者は、受注者がそれまでに部分払を受けた委託金額を差し引いた残額を支払うものとする。

- 2 発注者は、前項の部分払の請求があったときは、受注者の立会を求め遅滞なく業務履行確認のための検査をするものとする。この場合発注者は、検査完了の日から起算して30日以内に発注者所定の方法で委託金額を支払うものとする。

(発注者の解除権)

- 第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除し、損害を受けたときは本条第3項の違約損害金のほか、さらに賠償を求めることができる。

- (1) 正当な事由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 破産、会社整理、会社更生、民事再生等の申し立てを受け、若しくは自らこれらの申し立て

をしたとき、又は支払いを停止したとき。

- (3) その責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 次条に規定する理由なく契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項第1号については催告のうえ、その余については催告その他何らかの手續を要せず即時この契約を解除することができるものとする。

3 前2項の規定により本契約が解除された場合、受注者は発注者に対し業務委託料の10パーセント相当額を違約損害金として支払うものとする。なお、発注者が契約保証金を受託している場合は、これを違約損害金の一部に充当することができる。

4 発注者は、第1項各号の規定にかかわらず、委託業務の履行期間内といえども、自己の都合で契約を解除することができるものとする。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により委託業務内容に変更が生じたため頭書の委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が、正当な理由がなく契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能となったとき。

（解除後の処理）

第16条 前2条の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者が業務の一部を履行しているときは、発注者は所定の検査を経た上、業務の履行割合に応じた委託金額相当額を支払うものとする。

2 前項の場合において、第13条の規定による部分払をしているときは、当該部分払の金額を前項の履行部分に応じ相応する委託金額から控除した残額を支払うものとする。

(賠償金等の請求)

第17条 受注者が、この契約に基づく賠償金(損害金及び違約金等)を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、受注者に対し、未払金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。以下「支払遅延防止法の率により計算した額」という。)の遅延利息の支払いを請求することができる。

2 前項の場合において、受注者が、発注者の指定する期間内に賠償金等を支払わないときは、発注者は、委託金額及び受注者が納付した契約保証金からその金額を控除することができるものとし、なお不足があるときは請求することができる。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第12条及び第13条の規定による委託金額の支払いが遅れた場合には、受注者は、発注者に対し、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率により計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(秘密の保持)

第18条 受注者は、契約期間中はもちろん契約期間経過後といえども委託業務上知り得た発注者の秘密事項を一切第三者に漏らしてはならない。

(補則)

第19条 この契約に定めのない事項については、箕面市契約規則、箕面市会計規則その他関係諸法令の規定に従うものとし、その他は必要に応じて各当事者が誠実に協議して定めるものとする。

談合その他不正行為による契約解除と損害賠償に関する特約条項を付記する。

(受注者の談合その他不正行為による発注者の解除権)

第 1 条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 受注者が公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 発注者の解除に伴う履行部分の検査及び引渡し、前払金の返還その他の発注者が契約を解除する場合(受注者の履行が完了するまでに発注者の都合により解除する場合を除く。)の措置に係る本則の規定は、前項の契約解除について準用する。

(受注者の談合その他不正行為に係る損害賠償金)

第 2 条 受注者は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約代金額の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による履行が完了した後も同様とする。ただし、同条第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。